

## 質 疑 回 答 書

- 1 公告番号 新潟市水道局契約公告第4号
- 2 調達物品名 グループウェアノートパソコン機器リース及び保守（令和3年度更新分）
- 3 管理番号 001

上記案件につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>①賃貸借契約条項 第19条 長期継続契約における契約の変更または解除 予算の減額又は削除に伴う解除等について、契約解除の際は、3項にある甲乙協議の上で決定とありますが、賃貸借の場合、契約期間中の解約は残期間のリース料について、中途解約金として解約月に一括ご請求をさせて頂く形となりますが、その認識でよろしいでしょうか。過去に解約金が払われなかった事例はございましたでしょうか。</p>	<p>① 当局の契約は、予算に基づいて契約を行うこととなっています。本契約は翌年度以降の支出予算が保証されていないため、万が一、契約期間中の解約となった場合、残リース料金はお支払いできません。また、ご質問のような事例はありません。</p>
<p>②第15条 動産総合保険 完全な状態に修理及び取り替えとありますが、動産総合保険の保険適用額は、残リース料を限度とする為、修理額が残リース料を超過した場合、貴市での費用負担が発生もしくは、納入ディーラーとの保守契約範囲での適応を要することとなりますことをご了承頂けますでしょうか。</p>	<p>② 当局の責によって修繕の必要が生じた場合は、第12条第3項に記載のとおり、当局の負担となりますが、それ以外の場合は受託者の負担となります。</p>
<p>③第16条 契約不適合責任 契約不適合と判明してから1年とありますが、メーカー保証が納入後1年間のみとなっている為、納入もしくは、賃貸借開始日から1年間という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>③ 契約不適合による請求は、納入または賃貸借開始日からではなく、契約不適合と知った時点から起算して1年以内です。</p>
<p>④入替元となる物件は、購入またはリースどちらでしょうか。また、期間はどのくらい使用しましたか。</p>	<p>④ リース物件で、4年使用したものの代替です。</p>